

マンション管理フォーラム・無料相談会

マンション管理フォーラムとは、マンション管理組合役員、役員経験者、役員就任予定者等の皆様による意見交換を兼ねた交流会です。マンション管理に関心をお持ちの一般組合員の参加も大歓迎です。

マンション管理士を交えた自由なディスカッションにより、マンション管理に関する様々な問題に光をあて、その解決策を探ります。

参加自由
無 料

こんな悩みは自分たちだけ？ みんな同じように困っている！

- ・他の管理組合はどんな活動をしているの？
- ・管理会社ってどこも同じようなものなの？
- ・工事見積金額が適正かどうかわからない。
- ・大規模修繕工事について一から教えて欲しい。
- ・管理会社変更、経験者の意見が聞きたい。
- ・総会なのに出席は役員だけ。もっと皆に参加して欲しい …等々

みんなどうしているんだろう？ 他のマンションのことも知りたい…、専門家の意見も聞きたい。



月 例 開 催

近々の開催日程等は <裏面> に記載されております。

対 象 管理組合役員、役員経験者、役員就任予定者、他マンション管理に関心のある方
後 援 栃木県、宇都宮市、一般社団法人日本マンション管理士会連合会
会 場 宇都宮市中央市民活動センター
(中央生涯学習センター併設 宇都宮市中央1-1-13)

マンション管理フォーラム

[マンション管理に **関心と問題意識をお持ちの皆様による** 意見交換を兼ねた交流会です。事前申込は不要です。お気軽にご参加ください。司会進行は、マンション管理士が務めます。]

無 料 相 談 会

[マンション管理士が個別の相談に応じます。当日の申し込みも受け付けます。管理規約・総会議案書・議事録・管理委託契約書等の相談内容に関係する資料をご持参ください。]

- ※ フォーラム・相談会のどちらか一方の出席・参加でも構いません。
- ※ 会場の駐車場は台数が限られております。公共交通機関でのお越しをお勧めいたします。おクルマでお越しの際に駐車場の空きがない場合は、市役所駐車場（無料開放）、又は近隣のコインパーキング等をご利用ください。

■問い合わせ・事前申し込み

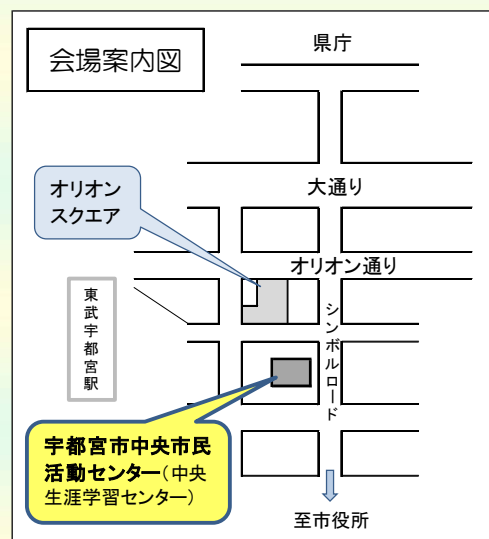
<栃木県マンション管理士会> ※ホームページ <http://tochi-mankan.com/>

事務局 〒320-0049 宇都宮市一ノ沢町252-2

TEL 028-621-3399 e-mail info@tochi-mankan.com

※ 問い合わせ及び事前申し込みは、電話又はe-mailで事務局あてにお寄せください。

※ 当日の申し込みも受け付けます。(事前申込者を優先する場合があります。)



マンション管理フォーラム・無料相談会

月例開催予定

2019年	フォーラム	無料相談会	会場
5月11日(土)	13時30分～15時00分	15時00分～16時30分	204学習室
6月8日(土)	13時30分～15時00分	15時00分～16時30分	204学習室
7月13日(土)	13時30分～15時00分	15時00分～16時30分	204学習室
8月10日(土)	13時30分～15時00分	15時00分～16時30分	204学習室
9月14日(土)	13時30分～15時00分	15時00分～16時30分	204学習室

※ 無料相談会の最終受付は16時00分です。

※ 予定が変更になる場合があります。事前に栃木県マンション管理士会のホームページでご確認いただくか、事務局宛に電話でお問合せ下さい。

※ 上の表以降の予定は、随時、栃木県マンション管理士会のホームページで告知いたします。

■ マンション管理士とは ■

マンションの管理の主体は、区分所有者全員で構成された管理組合です。
この管理組合という組織には次のような特徴があります。

- 各区分所有者等の共同生活に対する意識に違いがある
- 多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定が難しい
- 利用形態の混在により権利・利用関係が複雑である
- 管理対象である建物設備に関する技術的判断が難しい
- 比較的多額の資金と大きな資産を管理している ……

管理を委託している場合でも、管理会社は管理委託契約の相手方であって、管理の主体は管理組合です。そして管理組合は次のことに留意しなければなりません。

- 管理組合の運営
- 管理規約
- 共用部分の範囲及び管理費用の明確化
- 管理組合の経理
- 長期修繕計画の策定及び見直し等
- 発注等の適正化
- 良好な居住環境の維持及び向上 ……

マンションの管理は多岐にわたり、専門的な知識を必要とすることが多いため、管理組合は、問題に応じ、専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要です。

専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合又は区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とするのがマンション管理士です。

(※マンション管理士は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく国家資格です。)